

令和3年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（利用促進事業）
業務委託に係る公募要領

アフターコロナに向けて、熊野古道を歩くことを目的とした訪日外国人旅行者の周遊促進及び長期滞在に向けたストレスフリーな移動環境の向上に向けた二次交通の整備に係る業務委託について、プロポーザル方式により委託事業者の選定を行うため、提案書の募集を行います。

1 公募事項

- (1) 案件名：令和3年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（利用促進事業）業務委託
- (2) 業務内容：別紙「令和3年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（利用促進事業）業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間：契約の日から令和4年3月31日まで

2 応募資格

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (4) 国税、県税(県内事業者のみ)について未納がない者であること。

3 スケジュール

項目	日程
提案書作成に係る質問受付	令和3年8月30日(月) 午後5時00分まで
参加申込書の提出期限	令和3年8月30日(金) 午後5時00分まで
提案書の受付期間	令和3年9月10日(金) 午後5時00分まで
審査結果の通知・公表	令和3年9月21日(火)(予定)
契約締結の予定日	令和3年9月下旬(予定)

4 応募手続

(1) 担当者

紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局（担当者：板谷）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地 和歌山県観光局観光交流課内

TEL:073-441-2785(直通)、FAX:073-427-1523、E-mail:e0625001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 提案書作成に係る質問について

①質問期限：令和3年8月30日（月）午後5時00分まで

②質問方法：「質問票」（様式2）をファクシミリ又は電子メールで「4.（1）担当者」まで送付すること。送付後に同票が届いたかどうか担当者まで電話で確認を行うこと。

③質問回答：随時、和歌山県観光局観光交流課のウェブサイト上で公表する。

(3) 参加申込書の提出について

①申込期限：令和3年8月30日（月）午後5時00分まで

②申込方法：「プロポーザル参加申込書（様式1）」により、ファクシミリ又は電子メールで「4.（1）担当者」まで送付すること。送付後に同申込書が届いたかどうか担当者まで電話で確認を行うこと。

(4) 提案書の提出

①プロポーザル参加者は、「プロポーザル申請書（様式3）」「提案書（様式任意）」、「誓約書（様式4）」、「経費に係る見積書（任意様式ではあるが、「経費算出の内訳」を添付すること。その際、内訳の根拠となる資料を求めることがある。）」及び「提案者の概要がわかるもの（会社案内等）」について、令和3年9月10日（金）午後5時00分までに郵送（期限内書留必着）により、「4.（1）担当者」まで4部（正本1部、副本3部）提出して下さい。提出後、提案書が届いたかどうかの確認を必ず担当者あてに電話を行うこと。

②プロポーザル参加者1者につき1提案とし、提案にかかる費用の総額は委託予算額を超えないものとします。

③一度提出した提案書及び見積書は、これを書換え、引替え又は撤回することができないものとします。

5 審査・選定方法

(1) 上記3. に合致する事業者を選定するため、プロポーザル選定委員会を実施し、各事業者の能力等を把握するものとします。

(2) 提出された提案書及び添付書類について、プロポーザル選定委員会による審査を実施し、委託事業者を選定します。

(3) 採用となった提案書については、提案内容の一層の充実を図るため、協議の上、変更する場合があります。

(4) 審査結果は参加者に通知するとともに、和歌山県観光局観光交流課のホームページ

上で公表します。

6 審査基準・配点

(1) 審査項目及び評価内容

提案内容については、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。

①業務遂行能力（5点×2）

- ・安定的に業務を遂行できる能力を有するか。
- ・業務遂行に必要な人員及び体制が十分確保されているか。
- ・過去に同等の業務実績を有しているか。

②業務統括能力（5点×2）

- ・全体業務を統括できる能力を有するか。
- ・業務内容に応じて連携する必要がある事業者を把握しているか。

③業務内容の理解度（5点）

- ・紀伊半島における二次交通に関する現状・課題を把握しているか。

④整備内容の具体性（5点）

- ・整備内容が仕様書に合ったものであるか。
- ・課題解決に向けた具体的な整備内容が含まれているか。

⑤見積書の内容（5点）

- ・単価や数量等が適正に見積もりされているか。
- ・数量等が仕様書に合ったものであるか。

(2) 契約候補者の選定について

各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち最高評価点の提案者1者を契約候補者とする。提案者が1者の場合においても、評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

(3) 評価点が同点の場合の決定方法

「①業務遂行能力」の評価点が高い事業者を選定する。「①業務遂行能力」が同点の場合は、以下順に②、③、④、⑤の評価点を比較し、点数が最も高い事業者を選定する。

上記においても評価点が同点であった場合、選定委員の合議により契約候補者を選定する。

(4) 委託金額上限

4,900千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

7 失格事由

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

(1) 参加資格を満たさない場合

(2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

(3) 提案書の作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合

(4) 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

(5) 提案者に次の行為があった場合

- ①委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ②他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③事業者選定終了までの間に、他の提案者に応募事案の内容を意図的に開示すること。
- ④応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 選定結果の通知方法

審査結果は契約候補者を選定後、すみやかに参加者に通知するとともに、和歌山県観光局観光交流課のホームページに掲載します。

9 契約の締結

選定した契約候補者と協議会は、提案内容をもとに、協議の上で仕様書の内容を確定して契約を締結するものとする。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

10 その他

(1) プロポーザル参加者が紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。

(2) 提出書類は返却しません。

(3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負担します。

(4) 責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

(5) プロポーザル参加者が本件提案に要した費用については、全て参加者が負担するものとします。

(6) 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。